

地元秋田で働きたい!

夢のために!

介護福祉士を目指す学生さんへ



介護福祉士 修学資金貸付制度

介護福祉士養成施設に入学予定の方・在学する方に対し、修学に必要な費用を無利子で貸付します。卒業後に一定期間、秋田県内で介護福祉士として介護業務に従事した場合、全額を返還免除します。

貸付金額



(例) 4年制大学(修学期間=48ヵ月)に進学する場合…最大で284万円を貸付可能。

- ※入学準備金は、養成施設の入学年度・高等学校の卒業年度に限り申請できます。
- ※生活保護世帯等の場合は、上記に加え生活費加算制度(月額3万円程度を加算)があります。

対象となる方

(1) 次のいずれかルートにより、介護福祉士として介護業務に従事する意思がある方。



- (2) 学業成績が優秀であり、経済的理由等により、貸付が必要であると認められる方。
- (3) 過去に同種の貸付制度を利用したことがない方。^{※2}

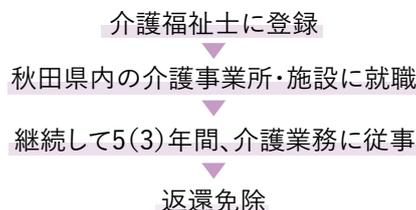
※1…介護福祉士養成施設の入学年度から起算。 ※2…他の制度との併用にも一定の制限があります。

返還免除条件

- (1) 養成施設を卒業後、1年以内^{※1}に介護福祉士に登録すること。
- (2) ①初めて介護の業務に従事した時点が令和5年3月31日以前の方
秋田県内の指定施設^{※2}において、介護福祉士として5年間(過疎地域^{※3}は3年間)、継続して介護業務に従事すること。
- ②初めて介護の業務に従事した時点が令和5年4月1日以降の方
秋田県内の指定施設^{※2}において、介護福祉士として3年間、継続して介護業務に従事すること。

- ※1…卒業年度の国家試験に合格できなかった場合は、3年以内。
- ※2…病院や障害者施設は、一部対象外となる場合があります。
- ※3…過疎地域: 秋田市、潟上市、大潟村を除く22市町村及び秋田市の一部(旧河辺町)、潟上市の一部(旧昭和町・旧飯田川町)が該当

返還免除までの流れ



申請方法・お問い合わせ先は裏面に記載しております

申請方法

☆高等学校在学中に申請する場合【早期貸付】

在学する高等学校を経由し、本会へ申請書類を提出してください。

高校在学中に入学準備金(20万円以内)の貸付を受けることができます。

また、養成施設入学後は、4月から修学資金(月額5万円以内)の送金を開始します。

入れ忘れ、記入し忘れに
ご注意ください

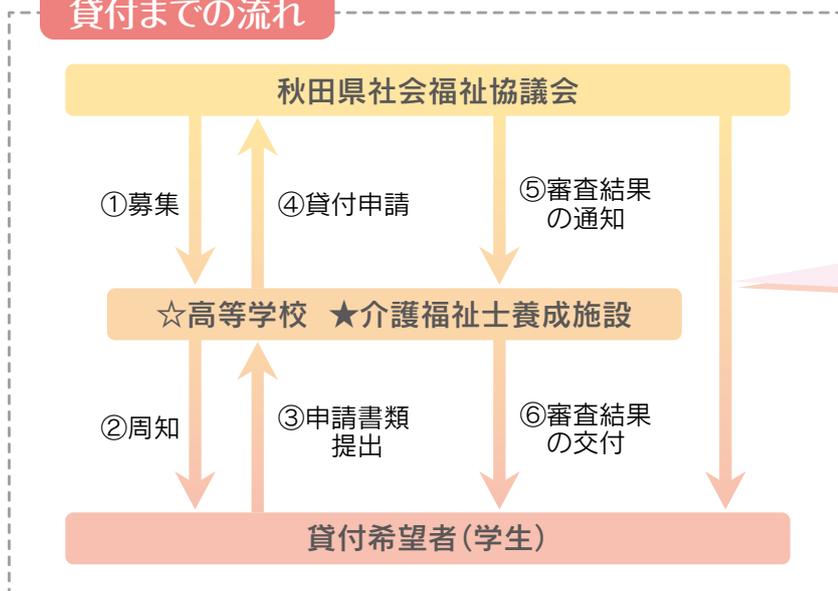
★養成施設入学後に申請する場合【通常貸付】

在学する養成施設を経由し、本会へ申請書類を提出してください。

入学準備金は、修学資金の初回送金時(7月頃)に加算します。



貸付までの流れ



⑦貸付金の送金

☆早期貸付の場合

入学準備金	高校在学中に送金
修学資金	養成施設入学年度の4月から送金開始

★通常貸付の場合

入学準備金	初回の送金時に加算
修学資金	申請年度の7月頃から送金開始

※いずれも 貸付可能額 は同じです。

※契約締結後の 送金となります。

募集時期

早期貸付…毎年秋頃に秋田県内の高等学校を通して募集します。

通常貸付…毎年4月に全国の介護福祉士養成施設を通して募集します。

⇒募集〆切時期については、適時、本会のHP等で公開します。



申請書類

【共通】

欄にチェック✓してください!

- 修学資金貸付申請書(様式第1-①号)
- 出身世帯の世帯員全員の住民票(発行後3ヵ月以内)
- 連帯保証人の住民票(発行後3ヵ月以内)
- 連帯保証人の所得が分かる書類(源泉徴収票の写し又は所得証明書)
- 生活保護受給世帯等の場合は、その受給証明書等
- 他の制度を利用している場合は、その証明書等



【早期貸付】

- 高等学校長の推薦状(様式1)
- 誓約書(様式2)
- 介護福祉士養成施設の合格通知書

【通常貸付】

- 介護福祉士養成施設長の推薦状(様式第2号)
- 誓約書(様式第21号)